

# 景品表示法 の 原産国 告示 (昭和48年公正取引委員会告示第34号) に 基づく 「国産」 表示



単に国産と書いてある事例



国内製造と丁寧に書いてある事例

## 加工食品の原料原産地表示の拡大

**対象加工食品：**国内で製造した全ての加工食品  
(ただし、現行同様、外食、いわゆるインストア加工等を除く。)

**対象原材料：**製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法：

**現行同様、国別重量順に表示**

例：(A国、B国)  
(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

**可能性表示**

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)  
(A国又は国産)  
(A国又はB国又はその他)

※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

**大括り表示**

例：(輸入)  
(輸入、国産)  
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示+可能性表示

※(大括り表示)を用いても産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合  
例：(輸入又は国産)と表示しても可  
※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

**中間加工原材料の製造地表示**

対象原材料が中間加工原材料である場合

例：(A国製造) (国内製造)

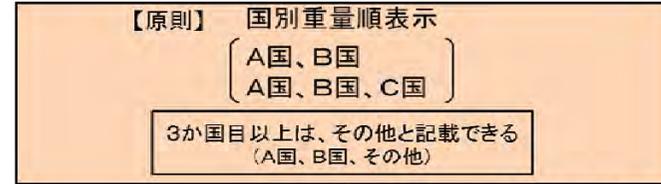
※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

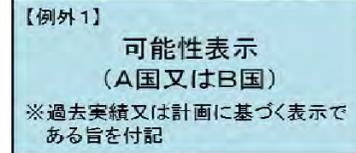
- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

## 表示方法のイメージ図



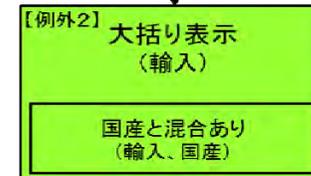
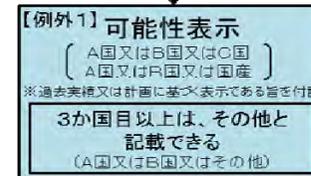
・産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合、以下の例外により表示できる。

・2か国の場合

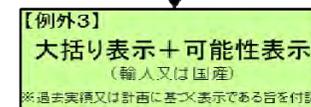


・3か国以上の場合

選択可



・輸入と国産の重量順が表示不可能



【例外4】 対象原材料が中間加工原材料の場合  
中間加工原材料の製造地表示 (A国製造) (国内製造)

- ※ 中間加工原材料の原料の産地まで遡って産地を表示することもできる。
- ※ 中間加工原材料の製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記例外1~3の考え方を準用する。